

## 第3回「山の日」記念全国大会ロゴマーク使用基準

### 1 目的

この基準は、第3回「山の日」記念全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた、第3回「山の日」記念全国大会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合に必要な事項を定める。

### 2 ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は、実行委員会が所有する。

### 3 使用の承認申請

ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用承認申請書（別紙様式）を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 国の機関及び地方公共団体その他公共的団体が使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和26年法律第26号）第1条に規定する学校が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 実行委員会構成団体等が使用する場合
- (5) 実行委員会が使用を依頼した場合
- (6) 第3回「山の日」記念全国大会の趣旨に賛同し大会への協賛を行う者が使用する場合
- (7) 実行委員会が認めた大会の連携イベントを主催する者が使用する場合
- (8) その他、実行委員会が特に必要と認める場合

### 4 使用の承認

実行委員会は、前条の規定による使用承認申請があったときは、その内容について審査し、第3回「山の日」記念全国大会のPRに資するものと認める場合は、提出された使用承認申請書（別紙様式）に承認する旨記載し、申請者にその写しを交付するものとする。

- (1) 実行委員会は、前項の規定により、承認する場合において、必要な条件を付すことができる。
- (2) 実行委員会は、ロゴマークの承認内容を公表することができる。この場合において、申請者は実行委員会に対し、異議を申し立てることはできない。

### 5 使用の不承認

実行委員会は次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 第3回「山の日」記念全国大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合。ただし、第3回「山の日」記念全国大会に関連する取組を除く。
- (3) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (5) その他、使用することが不相当と認められる場合

### 6 使用上の遵守事項

ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの一部を使用したり、縦横比率の変更など、データの改変は行わないこと。  
ただし、実行委員会で作作者の意図に反するものでないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 承認された内容により使用し、実行委員会の付した使用条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。